

31尾建第10-92号
令和元年12月3日

春日井市篠木町7丁目16番地28
畑佐興業株式会社
代表取締役社長 畑佐 仁史 様

愛知県知事 大村 秀章



砂防指定地内行為について（更新）

令和元年10月28日付けの申請については、砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年愛知県条例第4号）第6条第1項の規定によって、下記のとおり更新します。

記

- 1 行為場所
瀬戸市上陣屋町72番ほか4筆
（申請書添付図面に示す区域とする。）
- 2 砂防指定地内行為面積
35,458.48㎡
- 3 有効期間
令和元年10月22日から令和3年10月21日まで

担 当 尾張建設事務所維持管理課
管理第二グループ
電 話 052-961-4421（ダイヤルイン）

砂防指定地内行為に係る注意事項

- 1 行為の終了、中止及び廃止に際しては、所定の様式により愛知県尾張建設事務所に届け出ることに なっています。
- 2 許可を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ照会を行って ください。
- 3 許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る行為をしようとする場 合は、当該許可の有効期間の満了の日の 30 日前までに、砂防指定地内行為許 可有効期間更新申請書を提出し、その許可の有効期間の更新を受けること になっています。
- 4 施行に当たって、他法令による規制があるときは、行為に着手する前に所要 の手続きを行ってください。

